

いじめ防止基本方針

石川県立金沢中央高等学校（昼間制）

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が安心して安全な学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「金沢中央高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 「いじめ」とは

『「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。』（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 本校における「いじめ問題への基本姿勢」

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ②生徒と生徒、生徒と教員が校内における温かな人間関係を築くよう努力する。
- ③定期的な調査だけでなく、日頃からきめ細かな実態把握に務め、生徒が発するサインを見逃さないようにして、早期発見・早期指導を行う。
- ④いじめ問題について保護者との連絡を密にし、問題解決のため関係機関との連携を深める。
- ⑤いじめが解決したとみられる場合でも、気づかないところでいじめが続く場合もあることを認識し、注意深く観察を続ける。
- ⑥教職員は一人で問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ⑦いじめ予防、発見、解決、生徒理解につながる職員研修を積極的に行う。

3 いじめ防止等のための組織

① 金沢中央高校いじめ問題対策チーム

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導課員、保健主事、保健課員、養護教諭、(学年主任、該当ホーム担任・部活動顧問)からなるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等の措置を実効的に行うため「金沢中央高校いじめ問題対策チーム」を常設し、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザー等の参加を得て会議を開催する。

② 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・職員研修の計画立案・実施
- ・いじめに関する相談・通報への対処
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討、決定
- ・いじめ事案の報告

4 いじめ未然防止のための施策等(年間計画は別表)

① 教科担任・部活動顧問の取組

- ・気になる生徒を発見した場合は、ホーム担任・学年主任と情報交換する。急件はその都度管理職に報告する。

② ホーム担任の取組

- ・個人面談を通して生徒からの聞き取りを行う。
- ・保護者懇談を通して保護者と情報交換をする。
- ・日常の観察や上記の面談・懇談を通して気になる生徒を発見した場合は、学年団で情報交換する。急件はその都度管理職に報告する。

③ 学年団の取組

- ・学年会の中で気になる生徒について常に情報交換を行う。急件はその都度管理職に報告する。
- ・集会やLH等で、生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、本校の一員として自覚できるような雰囲気作りを行う。

④ 生徒指導課の取組

- ・いじめに関するアンケート調査を年2回(6月・11月)、必要に応じて臨時に実施し、いじめの有無やいじめの兆候について把握する。
- ・学校のルールを守るという規範意識を醸成し、いじめの加害生徒に対

しては特別指導の措置をとることを周知する。

- ・インターネットをはじめとする様々な形態のいじめを防止するため、生徒対象には非行防止教室を開催する。

⑤ 保健室の取組

- ・急件はその都度管理職に報告し、日常レベルは保健日誌の供覧により報告とする。

⑥ 相談室の取組

- ・急件はその都度管理職に報告し、日常レベルは相談日誌の供覧により報告とする。
- ・スクールカウンセラーや巡回アドバイザーの制度を活用し相談体制の充実をはかる。

5 いじめの対応

(1) 被害者生徒への対応

- ①被害生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教諭、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教諭等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握する。冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定をはかる。
- ④生徒の長所を積極的に見つけ、自ら進んで取り組めるような活動を通して自信を持たせる。
- ⑤被害生徒を守り通す観点から、場合によっては緊急避難としての欠席や相談室登校措置、転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ⑥心のケアについては、スクールカウンセラー、教育相談担当者、また、外部機関と連携して、登校・授業復帰に向けていく。

(2) 加害生徒への対応

- ①被害生徒への心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることをわからせる。
- ②集団によるいじめの場合、加害者の中心者が表面に出てこないことがある。集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析し指導する。
- ③当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ④加害生徒が、どんなことがいじめであるか分かっていない場合もある。からかいや悪ふざけも重大ないじめにつながることを十分理解させる。

- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていることもある。継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑥加害生徒の不満等の心理状況を理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。
- ⑦発達障害などを背景に持つと思われる生徒に対しては、教職員校内研修を積極的に行い、発達障害、疾病などの理解を深め、適切な対応をとることに務める。

(3) 被害生徒の保護者への対応

- ①いじめの訴えやどんな些細な相談でもしっかり受け止めて適切かつ迅速な対応を心がける。
- ②家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の気持ちを十分に受け止めて対応策について協議する。また、学校として、被害生徒を守り通すことを十分に伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を保護者に伝える。
- ④必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑤家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) 加害生徒の保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、被害生徒や保護者の、つらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ②いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ③生徒の変容をはかるために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者といっしょに考え、具体的に助言する。

*いじめ発生時対応の流れは別紙

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、長期欠席を余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、石川県教育委員会に速やかに報告する。
(報告書は別紙)
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、いじめ問題対策チームに、関係教職員を加えた組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

7 評価

P D C Aサイクルを生かしたいじめ問題に対する学校の取り組みを、振り返る。

個々のいじめ事案についての対処方法が適切であったか、または改善すべき点はないかという点について定期的にいじめ問題対策チームによる検証を行う。対応策の検討方法、実際の対応が適切に機能したかを検証し、問題点や課題を明らかにすることによって、今後の当該事案への対応策を検討するとともに新たな事案への対応の参考とする。